

平成 19 年

第 1 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

= 臨 時 会 =

平成19年 1 月11日 (木) 1 日間

宮 古 島 市 議 会

目 次

◎ 第1回臨時会	
○招集告示	1
○上程案件処理結果	2
○応招議員名簿	3
○1月11日（議事日程第1号）	5
○会期及び日程	6
会議録署名議員の指名について	8
会期を定めることについて	8
行政報告	8
議案審議	18

宮古島市告示第1号

平成19年第1回宮古島市議会（臨時会）を次のとおり招集する。

平成19年1月4日

宮古島市長 伊志嶺 亮

- 1 期 日 平成19年1月11日（木）
- 2 場 所 宮古島市議会議事堂
- 3 付議案件
 - （1）平成18年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）
 - （2）宮古島市営住宅条例の一部を改正する条例

上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第 1 号	平成18年度宮古島市一般会計補正予算(第4号)	市 長	平成19年 1月11日	平成19年 1月11日	原案可決
議案 第 2 号	宮古島市営住宅条例の一部を改正する条例	"	"	"	"

開会日に応招した議員

友	利	惠	一	君	新	城	啓	世	君
仲	間	明	典	”	上	地	博	通	”
池	間	健	榮	”	平	良		隆	”
新	里		聰	”	亀	濱	玲	子	”
山	里	雅	彦	”	上	里		樹	”
佐	久	本	洋	介	與	那	霸	夕	ズ
砂	川	明	寛	”	下	地		智	”
棚	原	芳	樹	”	豊	見	山	恵	栄
前	川	尚	誼	”	富	永	元	順	”
與	那	嶺	誓	雄	富	浜		浩	”
池	間		豊	”	下	地	秀	一	”
宮	城	英	文	”	下	地		明	”
眞	榮	城	彦	”	池	間	雅	昭	”
嘉	手	納	学	”					

平成 19 年

第 1 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

平成19年 1 月11日 (木)

(議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決)

平成19年第1回宮古島市議会臨時会議事日程第1号

平成19年1月11日(木) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
" 第 2 会期を定めることについて
" 第 3 行政報告 下崎地区土地売買契約における瑕疵行為について
" 第 4 議案第1号 平成18年度宮古島市一般会計補正予算(第4号) (市長提出)
" 第 5 " 第2号 宮古島市営住宅条例の一部を改正する条例 (")

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成19年第1回宮古島市議会臨時会会期日程計画表（案）

平成19年1月11日（木）午前10時開会

月 日	曜	種 別	日 程	摘 要
1月11日	木	本会議	会議録署名議員の指名について 会期を定めることについて 行政報告 議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決	

会期=1日

平成19年第1回宮古島市議会臨時会会議録

平成19年1月11日

(開会=午前10時00分)

◎出席議員(27名)

(閉会=午後零時23分)

議長(1番)	友利 惠一 君	議員(14番)	眞榮城 徳彦 君
副議長(22〃)	下地 智 〃	〃(15〃)	嘉手納 学 〃
議員(2〃)	仲間 明典 〃	〃(16〃)	新城 啓世 〃
〃(3〃)	池間 健榮 〃	〃(17〃)	上地 博通 〃
〃(4〃)	新里 聰 〃	〃(18〃)	平良 隆 〃
〃(5〃)	山里 雅彦 〃	〃(19〃)	亀濱 玲子 〃
〃(6〃)	佐久本 洋介 〃	〃(20〃)	上里 樹 〃
〃(7〃)	砂川 明寛 〃	〃(21〃)	與那覇 夕ズ子 〃
〃(8〃)	棚原 芳樹 〃	〃(23〃)	豊見山 恵栄 〃
〃(9〃)	前川 尚誼 〃	〃(24〃)	富永 元順 〃
〃(10〃)	與那嶺 誓雄 〃	〃(25〃)	富浜 浩 〃
〃(12〃)	池間 豊 〃	〃(26〃)	下地 秀一 〃
〃(13〃)	宮城 英文 〃	〃(27〃)	下地 明 〃
		〃(28〃)	池間 雅昭 〃

◎欠席議員(0名)

◎説明員

市長	伊志嶺 亮 君	城辺 支所長	饒平名 建次 君
助役	下地 学 〃	上野 支所長	砂川 正吉 〃
総務部長	宮川 耕次 〃	水道局次長	砂川 定之 〃
企画政策部長	久貝 智子 〃	消防 長	伊舎堂 勇 〃
福祉保健部長	上地 廣敏 〃	財政課 長	石原 智男 〃
経済部長	宮國 泰男 〃	教育 長	久貝 勝盛 〃
建設部長兼下地支所長	平良 富男 〃	教育部 長	長濱 幸男 〃
伊良部総合支所長	長濱 光雄 〃	生涯学習部 長	二木 哲 〃
平良支所長	狩俣 公一 〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	下地 嘉春 君	議事 係	粟国 忠則 君
次 長	荷川取 辰美 〃	庶務 係	友利 毅彦 〃
補佐兼議事係長	砂川 芳徳 〃		

◎議長（友利恵一君）

ただいまから平成19年第1回宮古島市議会臨時会を開会いたします。

（開会＝午前10時00分）

本日の出席議員は27名で定足数に達しております。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

事務局長に報告書を朗読させます。

◎事務局長（下地嘉春君）

議長の命によりまして、諸般の報告書を朗読いたします。

去る12月27日、友利光徳議員より議員辞職願が提出され、28日付で許可いたしました。

次に、1月4日、伊志嶺亮宮古島市長より平成19年第1回臨時会の招集告示通知がありました。

次に、1月5日、議会運営委員会が招集され、会期について諮問した結果、会期については本日1月11日の1日とするのが適当であると決しました。また、同日は、伊志嶺亮宮古島市長より平成19年第1回臨時会に付議すべき議案の送付がありました。

次に、1月10日、伊志嶺亮宮古島市長より下崎地区土地売買契約における瑕疵行為についての行政報告を行いたい旨の申し出がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎議長（友利恵一君）

この際、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において富永元順君と宮城英文君のご両名を指名いたします。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1月11日の1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1月11日の1日と決しました。

次に、日程第3、行政報告、下崎地区土地売買契約における瑕疵行為についてを議題とし、市長から報告を求めます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

おはようございます。行政報告をいたします。

さきの12月定例議会において、下崎地区の土地売買における行政手続に瑕疵があったことで議員及び市民の皆さんにおわびをしたところでございます。この問題は、複数の土地であっても1件として扱い、議会の議決を得て契約するべきところを誤って別々に契約したため、結果的に地方自治法に触れる瑕疵ある

行為をしたことに原因があります。

ただ、12月定例議会提出の補正予算は、義務的経費や市民生活にかかわる大切な予算であり、ぜひとも議会の議決を得る必要がありました。そのため、私は謝罪をし、議会の議決を得て有効なものにしていただくようお願いしたところではありますが、議会のご理解を得ることができませんでした。

この件につき、私自身の今後の対応については、議会が調査特別委員会を設置したところであり、その調査結果を踏まえた上で厳正に判断し、その責務を果たしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

(休憩＝午前10時06分)

再開いたします。

(再開＝午前10時46分)

◎議長（友利恵一君）

これで市長の行政報告は終わりました。

質疑があれば発言を許します。

◎新城啓世君

行政報告の中で二、三疑問な点がございますので、お伺いします。

まず、誤って別々に契約したという文言がありますけれども、契約起案書がありますよね。その中でこれは当然土地対策局から始まって担当部局の係長、補佐、課長等と、どんどんと助役、市長に至るまで押印しているわけですが、印鑑押していますけれども、すべての方たちが誤ってしまったのか。印鑑を押した人たちが、誤って印鑑を押したのか、これをお聞かせいただきたいと思えます。

もう一つは、議会の議決を得て有効なものにしていただくようお願いしたんですけれども、議会の理解を得ることができなかつた。このとき追認というふうな言葉が出てまいりますけれども、これからすると議会の方に責任があるのか。つまり補正予算が通らなかつたのは、追認しなかつたのは議会の方に責任があるのか。もう一つは、この追認という解釈、これについてのご説明を求めます。お願いします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

ご答弁いたします。

誤ってということでございますけれども、これは職員も、それから私も当然こういう契約をする場合にはしっかりと地方自治法の96条にのっとって判断をするべきでした。しかし、これを十分に理解していなくて、こういう行政行為をしてしまったということが誤って、判断を誤ってということでございます。

それから、追認というのは、もしできれば、大事な議案ですので、この議会通していただきたいということで、私が謝罪をしまして、その上で追認をしていただければと思ったんですけれども、それは他の議会でもそういう事例があると顧問弁護士さんに聞きましたので、そういう意味でお願いをしたところでありまして、追認をしてもらうということで、私の犯した判断の誤りが消えるというものではございません。その自覚は私も持っています。

◎新城啓世君

判断を誤ったということですが、契約書作成に携わった土地対策局、そして起案の責任者、係長、補佐、課長、部長、助役、市長と、すべての職員、執行部がすべて地方自治法に疎いということですね。これはゆゆしき問題ですが、もう一度その辺を本当に知らなかったのか。何名ですか、6名ですか、6名とも地方自治法96条に無知だったということをお認めになるのか、お聞かせいただきたいと思います。

もう一つ、さっきの言葉、この説明、理解を得ることができなかったというようなことは、やはり議会議に先に上がったと。議会が認めておけば予算も通ったでしょうけども、これは地方自治法に違反した契約に基づく予算案、これを追認せいということは、議会に対しても地方自治法に違反せいということを意味すると思うんですよ。そういう考えでの追認のお願いなのか、追認をしていただきたかったのかお聞かせいただきたいと思います。

◎市長（伊志嶺 亮君）

追認のお願いしたのは、さきの補正予算が市民にとって大事な予算を含んでいるということで、もし議会で認めていただけるならばということでお願いをした次第であります。それは、他の自治体でもたまたまそういうことがあったということを顧問弁護士から聞いたもんですから、あるいはそういうことでお願いをしました。しかし、これは96条の議会の権限を見過ごしたということは、もう紛れもない事実ですので、その点については私の判断ミスだということになります。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前10時53分）

再開いたします。

（再開＝午前10時54分）

◎総務部長（宮川耕次君）

96条の中身ですが、これ5,000平米以上、2,000万以上ということで、この二つを同時に満たしている場合は、議会の議決が必要ということでございます。ただ、2回にわたっていわゆる決裁がですね、回ったということもあって、これに気がつかなかったということで見過ごしてしまったということでございます。

◎新城啓世君

見過ごしたというふうなものと無知とはちょっと違うと思うんですよ。助役に伺いますけども、助役も見過ごしたんですか。それとも、知りませんでしたか。

それから、もう一つは、追認という意味の解釈をもう一度お願いします。法的に違反、法違反をした契約内容、契約したことによる予算計上した、これは違法ですから、それを追認せいというふうなことになりますけれども、その中身はですね、追認の意味を、追認どういうふうな解釈しているか、当局が、それをお聞かせいただきたいと思いますと思いますが、助役もお願いします。

◎助役（下地 学君）

一つには、見過ごしたかどうかということなんですが、結果的には……

（議員の声あり）

◎助役（下地 学君）

認識不足であったということがこういう結果を招いたと反省しております。

あと1点は、追認ということについては、一つには、件数が複数であっても使用目的が同一であれば、1件とみなして、議会の議決を得ることができるというふうな顧問弁護士からのアドバイス等もあって、先程来市長が答弁しているように、追認してもらいたいということで総務財政委員会にはお願いしたところであります。

◎眞榮城徳彦君

市長の今問題になっている行政報告について伺いたいと思うんですけども、地方自治法に触れる瑕疵ある行為と載っておりますけれども、地方自治法違反だという認識をもっと強く持ってもらいたいなと思って質問するんですけども、先程新城啓世議員がおっしゃいましたように、公務員が、ましてや役職のついている公務員が地方自治法違反ということに関してですね、どの程度の認識をお持ちなのか。つまり公務員としての自覚がまさに問われていることだと思うんですよ。瑕疵ある行為ということはですね、市長、誤ってしまったとかね、ミスをしてしまったということなんですよ。ところが、地方自治法違反ということと瑕疵ある行為とは別なんですよ、次元的に。だから、問題になっているわけなんですよ。96条、大した難しい条項ではありませんよ。こういった地方自治法の認識が我々宮古島の職員としてですね、このくらいのこともわからないこともっと市民にですね、厳しいかもしれないですけども、これを実行して謝罪すべきですよ、当局は。

それと、先程追認と言ったんですけど、議会を軽視するのも甚だしい。顧問弁護士がそういう例もありますよと確かに報告してきました。地方自治法違反を認めた上で議会に謝って追認してもらうことも一つの手段ですよという報告でしたよね。例外中の例外でしょう、追認ということは。どこの地方議会、議会が1例か2例、そういう凡例もありましたよという報告だけで、いかにもこれが全国的に、この追認という議会の行為が認められているような解釈で迫ってくるというのはですね、我々議会に対してですよ、おかしいじゃないですか。一顧問弁護士の見解でしょう、解釈でしょう。原則は原則としてきちっと守っていかなければ、議会の威厳も当局の威厳もあったもんじゃないでしょう。一つの例外を出してきて、こういう凡例がありましたから、認めてくださいよと、情けないんじゃないですか。我々はそこを追及しているんです。それが一部マスコミにも流れて、いかにも市民の不利益を議会が与えているかのような印象を持たれて、議会の我々議員としての威厳も問われているんですよ。だから、この行政報告はですね、これは二面性があるんですね。確かに地方自治法違反を犯しましたけれども、議会さえ認めてくれればあの契約はすんなり通ったんですよという裏がなるんでしょう、裏の読みも、それでいいんですか。それで議会運営やっていくおつもりですか、議長初めとして。私は議員の一人としてですね、こういうふうな安易な姿勢は許せない。新城啓世議員も先程おっしゃいましたように、地方自治法に関して無知ということが通っていいんですか。市長、それを職員に、部下に、しょうがないな、今度はみんなミスったんだから、謝って何とかやりすごそうと、行政報告まさに軽々しいものになっているんじゃないですか。公務員としての自覚も、そして我々議会に対する対応も余りにも軽過ぎると思いませんか、この辺ひとつお願いします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

議員のおっしゃることはよくわかります。確かに顧問弁護士が示した他自治体のことを、こういうこともあるからということで議会に軽々しく追認をお願いしたのは私の失態だったと思っております。ですから、これからはしっかりと議会の権限を重視しながら、96条の勉強も、地方自治法の勉強もしっかりと職員とともにやって、市政運営に当たってまいりたいと考えております。

◎眞榮城徳彦君

こうやって臨時議会を開くほどの重要な案件でありますから、重ねてお聞きしますけれども、実際に市長初めとしてこの件にかかわった方々が責任持って自分の判こ押したと、これは重要なことなんです。しかも、2回にわたってそういうことやったと。これ市長、職員に対してですね、何も飲酒運転のことだけを厳しく取り上げて、3カ月の停職とかね、やるのも結構なんですけれども、実際に携わった職員、ましてやみずから市長自身としてどのように責任をとるんですかと今議会に問われているわけでしょう。責任の所在も明らかにしないで、責任所在を棚上げして、ただ予算を通してくださいよというだけの話じゃないですか。原点に戻ってなぜ地方自治法を知らなかったのか、そしてみんなで集团的にいわば犯罪行為を犯してしまったのか、その体質が問われているんですよ、当局の。そのための議会でしょう。それをしっかりやらないでやって、議案も書き直しましたから、よろしくお願ひしますというだけでは通らないと思いますよ。どのようにもう一回職員に対してこれから指導していくおつもりですか、お聞かせください。

◎市長（伊志嶺 亮君）

先程も答弁したとおり、職員、それから私ともどもこれからしっかりと地方自治法の趣旨にのっとり市政の運営に当たっていきたいと思っております。また、今後の対応については、議会が調査特別委員会を設置してありますので、その調査結果を踏まえた上で、職員に対しても、私自身に対しても判断をして責任を果たしてまいりたいと思っております。

◎眞榮城徳彦君

調査特別委員会に調査をお願いして、調査特別委員会の結果待ちということですか。そんなばかな話ないですよ。内部調査をなささいよ、行政側は。当然の義務でしょう、それは。ミスを犯したら、まずみずからなぜこのようなミスが起こったのか内部調査すべきでしょう。どこの民間の会社組織だってやりますよ、そのぐらいは。だれが一番悪かったのか、なぜこういうミスが起こったのか、そしてこういったミスを二度と繰り返さないためにどういった全庁体制をとっていくのか、市長の責務でしょう、それは。議会に丸投げをして、議会の皆さんお願ひします、調査してください、そんなばかな話ないですよ。もっとみずからを律してやっていくべき。今宮古島市の行政体質が問われているときつきから言っているじゃないですか。内部調査やったかどうか、やる気持ちがあるのかどうかお聞かせください。

◎市長（伊志嶺 亮君）

内部調査はやってあります。

◎池間健榮君

総務部長にですね、先程の答弁の中で2回にわたってという話がありました。私は、執行機関の本会議における発言というのはですね、市長の場合には政治的、道義的責任という自粛もあるんです。2回にわたったから、見過ごしたという、そういった答弁をされていますけれども、この決裁においてはですね、2回にわたっていない。①、②、二つ一緒に決裁されているわけでしょう。今の本会議での答弁をどうな

されるのか、それを部長にお聞きしたいと思います。

市長におかれてはですね、補佐から始まって市長まで決裁されていますけれども、当然調査特別委員会は今事務の調査を資料要求をして2回にわたって委員会を開催してありますけれども、先程の眞榮城議員からありましたように、内部調査の公表、これについてはいつごろをめどにして公表されるのか。当然我々も3月定例会までの間に調査特別委員会が調査報告を作成するわけですから、内部調査の公表はいつごろになるのか、その点をお聞かせをいただきたいと思います。

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前11時07分）

再開いたします。

（再開＝午前11時09分）

◎総務部長（宮川耕次君）

内部調査の結果の公表につきましては、18日まで資料提出が調査特別委員会からありますので、それできるだけ間に合うようにしていきたいというふうに考えております。

それから、2回にわたってという私の発言についてですが、これはですね、契約そのもののですね、決裁そのものは正当なんです、これを1件として議会に上程するところを、不注意にも見落としていたという意味でですね、その点は大いに反省しているところでございます。

◎池間健榮君

12月議会で私もあの補正予算は否決の方に回りました。今回の補正については別段問題はないんですけども、指摘をしておきたいのは、じゃ普通交付税が入らなければどういふ歳入の措置をとられるかというね、今後厳しい財政状況の中で非常に大変だと思うんですよ。そういう意味ではやはり土地売払収入、財産収入というのは、これは相手方があるわけですから、当然仮契約と、それに近いような形がなければですね、当初予算であっても私は予算計上すべきではないか。法的には当然それが施行する、どうのこうのでは、法的には問題ないんですけども、市長においてはそれは政治的、道義的責任が発生するというのが予算だと思うんです。そういう意味では、やはり相手方があることですから、しっかりとこの辺は、特に財産売り払いの場合においては注意をしていただきたい。

そして、もう一点はですね、相手方が契約を今回やらないと、そういうふうなマスコミ報道がありました。これは、宮古新報さんと琉球新報さん二つですけども、会社の信用失墜に当たる。地方公務員法にあるんですね。信用失墜行為というのは、懲戒、分限に当たると。これだけ大きな問題なんです。そういう意味では、先程答弁あったように、18日ごろをめどにしてですね、しっかりと内部調査を特別委員会に報告をしていただいて、しっかりと市長及び職員の責任の所在についてもですね、明らかにして、市民理解が得られるように努力していただきたいと思います。質疑終わります。

◎池間雅昭君

市長の行政報告について質疑を行います。

まず、文言についてお伺いします。行政手続法上ですね、あるいは地方自治法上、違法行為と瑕疵ある行為とはどう違うのか。違法と瑕疵の違いですね、これをご説明願いたい。行政手続法あるいは地方自治

法上です。

それから、議会の議決を得て契約すべきところ誤ってとありますね。これに新城啓世議員から質問ありました。市長は、自分も含めて担当職員はみんな知らなかったと、地方自治法第96条1項を知らなかったというふうなことなんですが、公務員の資質として、あるいは市長の資質としてこれは適当かどうか。市民に対してですね、まさに背信行為だと思うんですよ。96条1項を知らなかったというんですけども、これは去年の9月定例会ですか、源河ビルのときにね、厳しく皆さん方は追及されたはずですよ。いわゆる行政財産と普通財産の取り扱いの問題だけれども、地方自治法第96条1項について議会の議決に付すべき事項とあるんですよ。それについて皆さん方は質問受けています。それでもなお知らなかったと言い張るんですか。じゃ、あのとき何に基づいて皆さん答弁したんですか。地方自治法第96条1項に基づいての答弁されております、源河ビルの問題で。そうしていながら知らなかったというね、まさに議会のばかにするもほどがあるよ。その点についてはっきりした市長のご見解をお願いします。

もう一点、私は変更契約まで含めて考えてみますとね、いわゆる起案者が起案書をつくってきた。みんなで決めたわけですよ。その決裁の段階でこれを気づかなかったというね、地方公務員法に違反するような、地方自治法では、公有財産は市長はね、全件守秘義務をもって厳正に管理しなければならないとあるんですよ。市長、これに違反している。それから、地方公務員法では、公務員は、その職務に専念する義務があるんですよ。それを怠ったとしか言いようがない。それについてどうお考えですか、市長。

それとですね、今義務的経費や市民生活にかかわる大切な予算であると。大切な予算だから、議会を通るように努力すべきじゃないですか、皆さんは。違法行為をしておいて、その違法行為を議会で認めなさいと。今追認とはどういうことかと聞いても皆さん答え出していませんけれども、違法な行政行為はこれは当然無効です。無効な行政行為を議会が認めたらどうなるんですか。違法行為を認めなさいと、ただ違法行為を議会が認めても、これはある意味では違法な議決ですから、有効か無効か、これは今判断が分かれるところですね。無効だという判例が多いです。違法な行政行為を議会で認めるんですか。これをですね、追認すれば問題ないというふうなことで市民をもだますような、欺くようなね、行為をして、いかがですか、市長。追認とはそういう意味じゃないんですよ。皆さんが、委員会で指摘しているように、きちっと契約をし直してね、きちっと議会に提案をして、それは通ったかもしれないじゃないですか。それをやらないで、違法行為認めなさい、認めなさいというふうに議会に責任を転嫁している。この文言の中にも、議会の議決を得る必要があったと。そのために私は謝罪しました。市長、あなたはね、議場で謝罪すること何とも思っていないでしょう。何度ありますか、謝罪は、平良市長時代数えて。この行為は謝罪すれば済む問題じゃないんです。まさに責任の問題なんですよ。市民の財産の全件守秘義務できちっと管理しなければならない立場の市長が、前にも指摘されているのに96条1項を知らないというふうなことと言い逃れしようとする。そういう行政態度が今の事態を招いていることを市長、ぜひ認識をしていただきたい。これについても明確なご答弁をお願いします。

もう一点お尋ねします。これまでの総務財政委員会の審議の流れからして、一般会計の補正予算が否決をされました。その否決をした経過についてですね、議会に責任があるとお考えですか。追認をしなかった議会が悪いんですか。違法行為を認めなかった議会が悪いんですか。これについてご答弁をお願いします。

次に、議会が調査特別委員会立ち上げてあると、この結果待ちたいと。今さっき眞榮城議員からもあったように、内部調査をしてきちっとやるべきでしょう。やってあるとお話です。18日まで公表すると。市長ですね、議会が市長をどうのこうの。例えばあなたは3カ月停職ですよと、できないんですよ。市長が政治家として市のトップとしてみずからみずからが律しなければいけない立場なんです。ましてや一般質問の答弁に対して、何、分限委員会立ち上げます、それができるくらいならば、公務員なら、市長なら当然ご存じでないですか。市長がそういった違法行為をしたならば速やかにみずからみずからを律するんです。職員の処分は速やかにやって自分の処分はできないんですか。それについてもお答えをお願いします。お願いします。

◎市長（伊志嶺 亮君）

あの土地は2筆に分かれておりました。それで、我々の感覚としては最初は1筆ずつ、2筆に分かれているので、問題ないだろうという考えでした。しかし、2筆に分かれていてもその使用目的が同じであれば、1件として取り扱うというところを気がつかなかったというところが私たちの職務怠慢であったと考えております。

議会に追認をお願いしたことは、確かにこれは議会を軽視する含みもありまして、先程謝罪をしたところであります。

また、内部調査をしっかりと行いまして、私自身もみずからも律しますし、また職員については、分限懲戒委員会等で諮って律していきたいと、そのように思っております。

（「議長、答弁漏れがあります」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

指摘して。

（「休憩をお願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午前11時22分）

再開いたします。

（再開＝午前11時25分）

◎総務部長（宮川耕次君）

池間雅昭議員の質問の中で、瑕疵ある行為と違法行為との違いということでございます。これは、非常に私たちがですね、いろいろ調べて把握している限りでは、法令等に違反した場合の例としましては、例えば酒酔い運転ですとか、法令違反ですね、あるいは業務上横領などというふうに理解しております。それから、今度の瑕疵ある行為につきましては、職務上の義務違反、または職務を怠った行為に該当するというふうに考えております。

◎市長（伊志嶺 亮君）

さきの議会の補正予算の否決は、議会には全く責任ございません。

（「追認という言葉の意味ですよ」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

(休憩＝午前11時26分)

再開いたします。

(再開＝午前11時27分)

◎市長（伊志嶺 亮君）

先程も答弁しましたが、議会に追認してほしいようなことを言ったのは、私の判断のミスであります。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

(休憩＝午前11時27分)

再開いたします。

(再開＝午前11時29分)

◎総務部長（宮川耕次君）

追認という定義についてですが、これは本来その行政の過失がありまして、議会に議決を得るところをしなかった。結果的にその契約をですね、有効にするために、一応議会の理解を得、謝罪をし、そして再度議決していただくことをお願いして、そして瑕疵行為がそれによっていやされるといいますか、有効となっていくというような、そういう一連の過程を言っております。したがって、追認といいたまいますか、そのように再度、これはもちろん当局の責任ではありますが、議会の理解が得られた場合はそういった追認も可能であるということでございます。

それから、知らなかったという表現は少しですね、そういった96条については知ってはいるけれども、ただ現実においてそれが見落としになったという、そういうことで、そのように解釈しております。

◎市長（伊志嶺 亮君）

地方自治法の96条に関して職員も私も職務怠慢があったということは認めます。

◎池間雅昭君

行政法上も行政手続法上も我々瑕疵ある行政行為は追認されるんですよ。違法行為はできないんです。違法行為は、違法な行政行為はこれは無効ですから、無効な行政行為を議会に認めなさいということ自体これはまさに無効な話であってですね。いわゆる錯誤とか、あるいは見落としとか、そういったものでされた場合には、これは何らかの条件を満たせばそれは追認される、これはわかります。だが、今回の場合には、市長みずからが地方自治法違反ですよと認めている案件をですね、ただ議会が認めればそれが有効になるからという判断のもとで、議会に認めなさい、認めなさいと来たわけ。しかし、我々議会は違法、すなわち無効な議案を審議するわけにはいかないし、それを認めるわけにはいかない。それは、結果としては否決ということになったんですけれども、一番大事なことはですね、市長ですね、今市長の答弁の中に、ミスだったから、謝ったと。一方の契約書には3筆入っていますよね。一つの契約書には1件について3筆入っているんです。1件の契約書は3筆を一つですね。そうしますと、筆数が2筆に分かれているからと、これはお答えは当たらないんじゃないですか。なぜ一方では3筆を1件の契約案件にして、一方では筆数が分かれているからといってやるんですか。それと、見落とすというけども、この公有財産の売買す

る場合の条件として、使用目的が一緒とか、あるいは相手方が1人の場合は1件として処理する、これは決まっているんですよ。それも知らなかったんですか。その要件も知らなかったことになるわけですね、皆さんは。

さらに、相手方からのを見ますと分譲譲渡とか分譲マンションと書いてあります。もちろんちゃんと用途までとられてやっているんですよ。使用目的が分譲マンション、分譲譲渡、そして買い手が1人です。何でそれ分筆してわざわざ2件にしてやらなきゃいけないんですか。その要件すら知らなかったということですか。これじゃね、まさに市民の財産を管理するという、そういう全件守秘義務、全く形がないということになるんじゃないですか、皆さん。この要するに公有財産の売り払いについてのいわゆる面積や金額、それも当然であるけれども、この面積や金額についても説があるんですね。一方を満たしたらばいいというのと両方満たさなければだめだという説があります。これはどちらが正しいかわかりませんが、我々としては本当はどちらか一方でも該当すれば議会の議決に付した方が、なお健全な財産運営ができるかなと思っているんですが、これは私の意見ですけどもね、それも含めてお伺いするんですけども、この公有財産を売るとき条件というのを全く知らなかったわけですか。いわゆる使用目的が一緒の場合、あるいは買い手1人の場合1件として契約するということを知らなかったのか。今これは部長あなた答弁したよね。あなたの答弁にも当然今質問しているんですよ、知らなかったかどうかというのをね、お聞かせ願いたい。

それとですね、私市長ね、やはりこういうふうな大きな問題を起こして、まさに市長がおっしゃるように市民の生活に大いに関係がある予算が否決されたわけですから、否決をされた要因は市長にあるわけですから、きちっとですね、責任は市長にあります、議会にないとおっしゃっているわけですね。議会じゃなく、行政側にあるわけですから。そういったものをきちんと認識をした上で、本当に市民のね、あるいは職員の模範となるためにも、みずからをまさに政治家として政治的にも道義的にもみずからの責任を明らかにする、これを早急にすべきだと思うんですよ。それについていかがお考えでしょうか。

それと、違法行為、違法な行政行為について、皆さんのところに一步下がって考えても説があります。違法な行政行為を議会で認めた場合、これは議会の議決は違法だと、いわゆる有効か無効かという説があるわけですね。そういった違法行為を議決をした議会の議決行為というのは無効だという説も大きいんです。もともと違法行為は無効だから、無効な行為を議決が認めても、これは無効であるという説もあるんですね。だから、追認というのはそういう意味じゃないんですよ。追認というのは、議決がそういう議決をしたけれども、その議決が有効か無効かということをね、これを判断するのがこの意味なんです、私の知っている範囲では。そういったことから考えてみた場合に、市長、やはり皆さんが委員会に対して、議会に対して追認せい、追認せいということは、違法を認めなさい、違法を認めなさい。違法な議決をしなさいということを求めてきたことというふうに言わざるを得ないんです。市長ですね、今後のこともあります。ぜひとも責任の所在を明確にして、早目にみずからを政治的、道義的に律するお考えがあるのか、これはもう早い方がいい。お聞かせ願いたい。

◎市長（伊志嶺 亮君）

先程も答弁しましたけれども、なるべく早くみずからを律する措置をいたしたいと思っています。

◎総務部長（宮川耕次君）

この条件を知らなかったのかというご質問だったと思うんですけども、これはですね、5,000平米、2,000万以上、この条件というのは一応知っておりました。ただですね、これは同時にこの条件を満たす場合に議会の議決を得る必要があるということですが、これが例えば別々な形で契約がですね、あれした場合に、全体の整合性をもってその決裁ができなかったという点で大変な不注意があったということですね、そのように大変申しわけなく思っております。

◎池間雅昭君

これは、職員のまさに公務員としてのね、公僕としての姿勢の問題だと思うんですよ。私は指摘しました。2筆だから、2件でよろしいかなというふうに誤って考えたところ、見てみると1件のものを3筆させているんです。私にはね、源河ビルでも指摘したんですけども、どうも皆さん方故意に議会の議決を得ないようにしたという作為が感じられてしょうがない。今私が一番言いたいことは、皆さん方が法に基づいて粛々と議会の議決を経てね、契約をしてあるならば、当然補償金の800万は入っています。そして、今回のように代金未払いが生じた場合には契約書に基づいて延滞金が入ってきたはずなんです。それを違法な契約をしたことによって、相手から会社のいわゆる信用を失墜させたから、だめです。私は市長ね、この件は宮古島市が地方自治法違反をしましたよという記事はね、島内外にも出ているんですよ。県の職員が、国の職員笑っています。そんなことが頻繁に各自治体に起こるはずないから、市長ね、原因は探せないでしょう、なかなか。全国探してもこういう例なかなか探せないですよ。違法行為をしている自治体そうないから。そういったことを考えてみた場合ですよ、市長はみずから言いかえれば職員が不祥事を起こした、無免許の消防職員がいた、それもやめさせた。無免許で運転していることを知らなかった、把握できなかった当時の管理者である市長ですね、あなたにも責任があるんです、これは。管理責任があるんですよ。今回の職員の酒気帯びの不祥事、これもやはり職員を指揮監督する立場にある市長、あなたの管理不行き届きと言わざるを得ない部分があるんです。そういったもろもろのことを考えてですね、宮古島市の信用を失墜させた公務員としてのモラルが問われる、そういうことで処分したわけです、職員は。じゃ、市長、県内外に宮古島市がそういった違法行為をしているということが流れまして、宮古島市の信用が失墜されました。これについて市長はどのように責任をとるかということが今問われているんです。職員は処分した、自分はわかりませんじゃおかしいでしょう。その点をですね、市長、しっかりと認識されて、本当にみずから適正に律していただきたいし、そして今後職員の指揮監督に当たってもきちっと法令に基づいて当然、地方公務員法に求められている服務専念義務からいろいろなものありますよね、義務がね、そういったものをきちっと職員に求めて頑張っていただきたい。そうしないと私は、この宮古島、将来市民から不信感持たれたら大変なことになります。これは、要望としてお願いしたいと思います。

◎議長（友利恵一君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これで市長の行政報告に対する質疑は終了いたしました。

次に、日程第4、議案第1号及び日程第5、議案第2号の2件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（伊志嶺 亮君）

平成19年第1回宮古島市議会（臨時会）に提出いたしました議案について、その概要及び提案理由をご説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算議案1件、条例議案1件の合計2件であります。

最初に、議案第1号、平成18年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

今回の補正は、5億5,461万2,000円の補正増であります。その主なものについて歳入からご説明いたします。

10款地方特例交付金は、4,048万1,000円の補正増であります。

11款地方交付税は、5億4,507万8,000円の補正増で、普通交付税の増であります。

12款交通安全対策特別交付金は、76万4,000円の補正増であります。

13款分担金及び負担金は、449万8,000円の補正減で、サトウキビ生産増強事業分担金等の減と団体営圃場整備事業費受益者負担金の増であります。

14款使用料及び手数料は、429万5,000円の補正減で、うち使用料においては、農林水産施設使用料が減となっております。手数料においては、衛生手数料が補正減であります。

15款国庫支出金は、4,847万1,000円の補正増で、児童手当の国庫負担分や教育費における国庫負担金が補正増となっており、土木費の国庫補助金が補正減となっております。

16款県支出金は、1億3,116万円の補正増で、児童手当の県負担金や母子及び父子家庭医療費助成事業補助金、乳幼児医療費助成事業補助金、農業費補助金が補正増となっており、衛生費補助金の浄化槽設置整備事業費補助金や林業費補助金、水産業費委託金の漁港管理委託金が補正減となっております。

17款財産収入は、2億5,117万7,000円の補正減で、財産売払収入であります。

20款繰越金は、4,092万7,000円の補正増で、前年度繰越金となっております。

21款諸収入は、3,910万1,000円の補正増で、アルミ缶等売払収入等であります。

22款市債は、3,140万円の補正減で、財政健全化債などの減となっております

次に、歳出についてご説明いたします。1款議会費は、482万円の補正増で、人件費に対する補正増となっております。

2款総務費は、1億8,297万7,000円の補正増で、主に人件費、総合事務組合負担金、宮古島エコタウン推進費用、参議院補欠選挙事務費等に対する増となっております。

3款民生費は、3億3,470万4,000円の補正増で、国民健康保険事業特別会計、介護保険特別会計への繰出金や児童手当扶助費などに対する増であります。

4款衛生費は、6,693万1,000円の補正増で、インフルエンザ予防接種委託料、老人保健医療特別会計への繰出金、じんかい処理費等による増であります。

5款労働費は、38万6,000円の補正減で、上野トロピカルフルーツパーク運営費と人件費が補正減となっており、シルバー人材センターへの補助金が補正増となっております。

6款農林水産業費は、2,641万6,000円の補正減で、保全松林緊急保護整備事業や人件費が補正減となっており、経営構造対策事業や元気な地域づくり交付金事業、施設園芸共済加入推進事業などが補正増となっております。

7 款商工費は、3,022万1,000円の補正減で、人件費の減に対する補正減となっております。

8 款土木費は、9,068万5,000円の補正減で、公営住宅建設費や人件費などが補正減となっており、公営住宅修繕費や公園管理などが補正増となっております。

9 款消防費は、722万5,000円の補正増で、消防施設の工事費や人件費の増による補正増となっております。

10 款教育費は、9,330万3,000円の補正増で、学校施設の修繕や要保護・準要保護児童生徒支援扶助費、人件費などの増による補正増となっております。

13 款諸支出金は、1,236万円の補正増で、パブリックゴルフ事業への補助金の増による補正増となっております。

以上、歳入歳出予算の補正のほか、債務負担行為の追加、変更、廃止、地方債の変更を行いまして、補正後の一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ334億6,259万8,000円と定めてあります。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。

次に、条例議案についてご説明申し上げます。

議案第 2 号、宮古島市営住宅条例の一部を改正する条例。市営住宅の新設に伴う新規募集を行う場合に限り、地元入居割当て選考を行うため、本条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

以上、今回提出いたしました議案についてご説明申し上げます。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

◎議長（友利恵一君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

◎佐久本洋介君

2 点ほど質問したいと思います。

まず、14 ページ、歳入の方で総合交流ターミナルの使用料が210万、多面的交流促進施設使用料が87万5,000円、この減の理由。入る予定がなくなってしまったのか。

それからですね、歳出の120 ページ、公園費の中の野球場の整備費、これ下地、城辺入っているんですけど、これは前からお願いしているんですけど、伊良部地区の野球場についてはほったらかしの状態ですけど、どういうふうにお考えですか。この2 点をお願いします。

◎伊良部総合支所長（長濱光雄君）

総合交流ターミナル使用料及び多面的交流促進施設使用料の減額ですが、指定管理者制度の導入に伴いまして、9 月から3 月までの使用料が減ということになっております。

伊良部の野球場の整備につきましては、新年度で整備する方向で予算要求をいたしております。

◎眞榮城徳彦君

議案第 1 号、補正予算について伺いたいんですけども、今回の不動産売払収入の修正でですね、今話題になっている、問題になっている下崎地区の4,347万1,000円がこれが減額されるのはいいんですけども、なぜ今回の臨時議会で城辺保良地区の2 億2,867万、これが急に減額されているんですけども、これはなぜですかね。あなた方の当局からの説明では、予算というのは見込みだから、3 月31日まで入れれば問題はない

と言いつけてきたはずなんですよ。何でそれが急にいとも簡単にですね、財産売払収入が2億2,867万もすんなりと減額してこの予算書に出てくるんですか、補正予算に。それをまず説明してもらいたいのと、もう一つはですね、今回の地方交付税でその減額も穴埋めするということなんですけどもね、5億4,507万8,000円地方交付税が上がってきているんですけども、前回12月に提出された一般会計補正予算、これで見ると、地方交付税は2億4,930万7,000円になっていますね。この差がですね、2億9,577万1,000円となっています。これで売払収入の分がですね、2億5,117万7,000円になっていますね。引きますとですね、4,459万4,000円地方交付税が増えているんです。どこで増えたかなと見ますと国庫補助金ですか、そのところで2,112万5,000円、これが新たに、1カ月前の予算にのっていなかったものがのっていますね。この12月議会に出されたものと今回の臨時議会に提出された予算書を見ますとですね、数字の違っているのはこれだけだと思うんですけども、私の勘違いですか。まだ差額がですね、2,346万9,000円あるんですよ。これどこに来たんですか。予算書に出ていないと思うんですが、2,346万9,000円の行き先を教えてください。この2点をまずお聞きしたいと思います。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩=午前11時58分)

再開いたします。

(再開=午前11時59分)

◎財政課長(石原智男君)

2,300万の開きですね、退職手当の負担金ですね、2,770万ありまして、あとは12月に入ってから退職者による減が400万余りあります。その差額であります。

◎総務部長(宮川耕次君)

財産売払収入をなぜ、特に保良地区ですが、これをなぜカットしたかというご質問ですが、これまで一連の調査特別委員会の設立の動きとか、いろんな状況の中で、やはりこの補正予算どうしても早目に通し、早目に市民にかかわる部分がかかなりありますので、そういった理解を得て通すというのを優先してまいりました。調査特別委員会の課題の一つにも入っておりますので、一応そのようなことで外した形になっております。

(「意味がわからん。休憩お願いします」の声あり)

◎議長(友利恵一君)

休憩いたします。

(休憩=午前11時59分)

再開いたします。

(再開=午後零時03分)

◎眞榮城徳彦君

予算は予算だというのがあなた方の主張ですから、通してくださいよ、3月31日まで。売れるから、売れるという確信があったから、当初予算に上げたんでしょう。頑張れと議会も応援をして、議決をして、

2億2,800万、これが財産収入として宮古島市に入ってくるというから、頑張ってくださいと議会は後押ししたわけじゃないですか。調査特別委員会となんか関係ないですよ。じゃ、あなた方はそのいいかげんな数字を、2億2,000万もの数字を予算書に上げていたということですか。あなた方どういうつもりで仕事をしているんですか。これゆゆしき問題ですよ。2億2,000万入る予定のお金が、しかも3月31日までに入る予定のお金が入らないと宣言をして投げ捨てた。市民に説明してくださいよ。2億2,000万のお金が入る予定が入ってこなかった。大きな損失じゃないですか、これは。なぜもっと努力しないんですか、3月31日まで。簡単にこんなんでは、調査特別委員会で問題になるおそれがあるからとか、指摘されるおそれがあるからとか、議会の理解を得にくいからとか、だったらもっと真摯な態度で議会対策やるべきじゃないですか、もっともっと、最初から。そんなことやらないでおって、いかにも投げ捨てたような格好で2億5,177万の補正減を出してくる。どういう感覚しているんですか。もっと努力してくださいよ。

(「そういうふうに言っているもの」の声あり)

◎眞榮城徳彦君

いやいや、まだ認めていないから、議会は。こんなのが認められますか。議会に認めさせるためには、もっと説明責任をしっかりと、なぜこの土地の財産収入分を減らさなければならなかったと。相手方との交渉がもう暗礁に乗り上げてどうしようもなくなりましたと議会に報告してください。お願いします。もう一回。

◎総務部長（宮川耕次君）

私たちは、引き続きですね、相手方と交渉して努力を続けておりますので、そのようにご理解いただきたいと思えます。でき得ればですね、本当にきちっともう少し仮契約のところぐらいまでこぎつけていきかけたんですが、これが少し今日の時点ではまだできておりませんので、これから一生懸命販売できるように頑張っていきたいと思えます。よろしくお願いします。

◎眞榮城徳彦君

納得いかないですね、部長。なぜ3月31日まで待って、それからでも遅くないと言っているんですよ。向こうがはっきり断ってきたんですか、買わないと。そんなことないでしょう。だったら予算で削る必要があるの。予算というのはそんな簡単なものですか、予算書に上がる数字というのは。

それとね、もう一つお聞きしますけど、地方交付税で補てんをしていますよね。地方交付税というのはトータルで幾らあるんですか。2億5,000万も補てんをして大丈夫だというんだったら喜ばしいことなんですけど、もっともっと余裕があるんですか、地方交付税は。まだあるんですか。それをはっきり教えてください、我々にも。あなた方地方交付税があるから、補てんができるんでしょう。だから、簡単に2億2,000万の予算も削るんでしょう。地方交付税なかったらどうなっていたんですか、補正で。それでも、いつでもこのぐらいの金額は補てんできるよという保証があるんですか、毎年、毎年。それだったらいいんですけどね、地方交付税で補てんできなかつたらどうするつもりなんですか、じゃ、これ。予算削っている場合じゃないでしょう。補てんする地方交付税があるから、簡単に予算を削って、議員から文句言われそうなものだったら削ってしまえとって削ったんでしょう。補てん財源がなければ削らないで頑張るでしょう、数字を合わせるために。その辺どうなんですか、お聞かせください。

(議員の声あり)

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後零時07分）

再開いたします。

（再開＝午後零時07分）

◎財政課長（石原智男君）

普通交付税は 決定額が115億64万8,000円です。その前に国の予算によって調整額というのが3,900万、この115億からは落とされておりましたが、国の予算が増額になったということで、マイナス調整されていた3,900万ももらえるんじゃないかというふうな通知が内々にあります。ですから、それを加えますと、大体見込みが115億3,900万の予定です。現在普通交付税を補正で使った累計額は7億2,357万8,000円です。したがって、残が4億5,949万5,000円です。4億5,900万残はあるんですが、特別交付税が当初予算では13億6,900万計上されております。ところが、18年度の最初から、初めからですね、本土の方での災害がたくさんありました。それによって県から宮古島市は3億ぐらいの特別交付税の減を覚悟してもらいたいというふうな指導もありますので、例えば普通交付税の4億5,900万から3億もし特別交付税が落ちたとしますと、約1億5,000万のそれでも残はあります。ただし、3億円がまだ延びるかもしれないし、年度途中での経過でしたから、ちょっと特別交付税の減額はまだ決まっておられません。交付も議会のさなかか終了するころに特別交付税は決まりますので、補正の減はちょっとできないような状況です。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後零時11分）

再開いたします。

（再開＝午後零時14分）

◎総務部長（宮川耕次君）

今の土地の売買については、引き続き売れるように全力で取り組んでまいりたいと思います。また、予算編成につきましても、当初予算に掲げたものについては、きちっとした形でこれが販売できるように、これから予算編成についても十分気をつけてまいりたいと、このように考えております。

◎新城啓世君

眞栄城議員の質問事項と重複する形になりますけれども、不動産売払収入、保良地区の件につきまして、なぜこれを当初予算で計上したのか、その理由。なぜ取り下げたのか、その理由を簡単に説明してください。

もう一つは、補正予算の中で12月に提出した案と今提出されている案とでは、歳出の方で随分数字の修正があるんですよ。例えば3ページなんですけども、総務費にしても民生費にしても随分数字が修正されているわけですね。例えば総務管理が455万増額になっています。これは、退職金の問題あるかもしれませんが、徴税費にしましても116万ふえているし、戸籍住民基本台帳費が1,000円カットとかですね、こういった数字の修正がたくさん出ております。もちろんこれは商工費にしましても、土木費にしまして

も、教育費にしましても、ほとんど修正されていますけども、なぜそういう修正が生じたのか、1カ月間でですね、この説明をしていただきたいと思います。

もう一つは、不動産売り払いに関してですけども、関連質問になりますけども、12月の議会でたしかトゥリバーはもう契約にこぎつけると、年内にね、話をされておりました。ひょっとしたらこの補正予算の中でこれが出てきやせんかという期待もしておりましたけれども、全くこれは見当たりません。どうなっているかということにつきまして、その経過を説明していただきたいと思います。お願いします。

◎総務部長（宮川耕次君）

今の土地の件ですが、これはそういった働きかけなどもありましたので、一応売れるということで予算を当初予算に組みまして、努力しているところですが、まだ仮契約の段階までとっていないということで、もう少しかかる状況がありますので、そのように予算をカットしました。

それから、歳出で微妙な数字の変更があるということですが、これは人事異動に伴うものですか、特に12月に人事異動などがありまして、それに伴うもの、それから予算否決に伴ってどうしても不足分などが出ましたので、その辺の流用などがありましたので、このような結果になっております。

（議員の声あり）

◎議長（友利恵一君）

休憩いたします。

（休憩＝午後零時18分）

再開いたします。

（再開＝午後零時19分）

◎新城啓世君

期待したんですけどもね、トゥリバーにつきましては。結局売れると思って予算計上したけれども、売れそうもないんで、取り下げるといふ話なんですけども、今後ですね、そういうふうな形での予算計上はしないと、そもそもこれ余り好ましい状況でないわけですから、次年度からはこういった手法はとらないと言えますか。それをお聞かせいただきたいと思います。

◎総務部長（宮川耕次君）

売れると思ったけれども、売れないという、そういった手法については、今後はとらないというようなことはですね、一概に言いがたいところではありますが、議員ご指摘のやはり信頼性のある予算編成に心がけていきたいと、このように考えております。

◎議長（友利恵一君）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております2件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略し、本日の会議において即決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

まず、日程第4、議案第1号、平成18年度宮古島市一般会計補正予算（第4号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これで討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、日程第5、議案第2号、宮古島市営住宅条例の一部を改正する条例に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

これで討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は可決されました。

ただいま各議案が議決されましたが、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（友利恵一君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで本臨時会に付議された案件の審議はこれを全部終了いたしました。

よって、平成19年第1回宮古島市議会臨時会はこれをもって閉会いたします。

（閉会＝午後零時23分）

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

平成19年1月11日
宮古島市議会
議長 友利 恵一
議員 富永 元順
” 宮城 英文